

# 子どもアドボカシー実践講座

【選択ユニット】社会的養護を必要とする子どものアドボカシー



## 社会的養護を必要とする 障害児のアドボカシー

鳥海 直美 (四天王寺大学)

[toriumi@shitennoji.ac.jp](mailto:toriumi@shitennoji.ac.jp)



# 本日の講座の内容

1. 障害児の権利：意見表明権に焦点をあてて
2. 社会的養護を必要とする障害児の現状
3. 社会的養護を必要とする障害児のアドボカシーの視点
4. 事例
5. 社会的養護を必要とする障害児のアドボカシーの課題

\* 子どもアドボカシーセンターOSAKA、事例の子どもからの承諾が得られています



# はじめに



なかまちは じどうしせつ から そのまま おとなの しせつに おくられてきました。

うまれた ときから そだつていく あいだに おやも きぼうを もてるような ちいきの サービスを ふやして いかないと めんどう みきれないといつて にゅうしょしせつに こどもが おくられてしまう。

おやが いっぱい いっぱい になつたら さいあくのばあい おやにころされて しまいます。

こどもに しゃかいの つごう おとなの つごうを おしつけないで ほしい。

しょうがいのある こどもを ひとりの にんげんとして あつかう べきです。

（土本秋夫委員の意見抜粋「内閣府障がい者制度改革推進会議第6回・障害児支援に関する意見一覧」1996/3/30）





## ●「じどうしせつ から そのまま おとなの しせつに おくられてきました」

→本人の意見が聴かれることなく、親や専門職による分離

障害者施設の入所者数：151,215人（令和2年10月時点）

障害児施設の加齢児（18歳以上）：19,641人（平成31年3月時点）

→障害者強制不妊手術(1948～1996) , 相模原障害者殺傷事件(2016)

## ●「おやにころされてしまします」

→横塚晃一『母よ！殺すな』（1975年）

→17歳の障害児を母が殺害（2020年7月, 京都）

「何かもう疲れてしまいました。将来のことを考えてやっていく自信がない。誰に託したらいいのか  
答えが出ず、連れて行きます。ごめんなさい。だめなお母さんでごめんなさい。だめな娘でごめんな  
さい。残したお金は障害児のために使ってください」

## ●「しょうがいのある こどもを ひとりの にんげんとして あつかう べきです。」

周りの人と異なる人格および意思のある存在として、障害のある子どもの思いが聴かれ、その思  
いが尊重されること=障害児の意見表明権の保障



# 1. 障害児の権利：障害者権利条約（2014年批准）



## ● 第7条 障害のある児童 ▷ “わたしたちぬきでわたしたちのことを決めないで”

3 締約国は、障害のある児童が、自己に影響を及ぼす全ての事項について自由に自己の意見を表明する権利並びにこの権利を実現するための障害及び年齢に適した支援を提供される権利を有することを確保する。

## ● 第19条 自立した生活及び地域社会への包容

この条約の締約国は、全ての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有することを認めるものとし、障害者が、この権利を完全に享受し、並びに地域社会に完全に包容され、及び参加することを容易にするための効果的かつ適当な措置をする。この措置には、次のことを確保することによるものを含む。

(a) 障害者が、他の者との平等を基礎として、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の生活施設で生活する義務を負わないこと。



→障害児施設で暮らしている子どもの権利は？

# 1. 障害児の権利：国連子どもの権利委員会一般的意見9号（2006年）



障害児が虐待の被害者となる確率は、障害のない子どもの**5倍**である。（中略）

障害児がとくに被害を受けやすい立場に置かれる主な理由

- (a)耳が聞こえなかったり、ひとりで移動、着替え、用便および入浴ができなかったりするために、侵襲的な身体ケアまたは虐待をいつそう受けやすくなる。 →**侵襲性**
- (b)親、きょうだい、拡大家族および友人から切り離されて生活することにより、虐待の可能性が高まる。 →**閉鎖性**
- (c)コミュニケーション障害または知的障害がある場合、虐待について苦情を申立てても無視され、信じてもらえず、または誤解される可能性がある。 →**偏見**
- (d)親または子どもをケアするその他の者は、子どものケアに関わる身体的、金銭的および情緒的問題により、相当のプレッシャーまたはストレスを抱える場合がある。研究の示すところによれば、ストレスを抱えている者は虐待を行なう可能性が高くなることがある。
- (e)障害児は、性的な存在ではなく、自分自身の身体についても理解していないと誤ってとらえられることが多く、そのため虐待を行なう者、とくにセクシュアリティを根底に置いた虐待を行なう者の標的とされる可能性がある。 →**障害と女性の交差性**



# 1. 障害児の権利：国連子どもの権利委員会一般的意見9号（2006年）



施設はまた、障害児が精神的、身体的、性的その他の形態の虐待ならびにネグレクトおよび怠慢な取扱いをいつそう受けやすい立場に置かれる、特別な環境でもある。したがって委員会は、締約国に対し、施設措置はそれがどうしても必要で、かつ子どもの最善の利益にかなうときに、**最後の手段としてのみ利用する**よう促すものである。

締約国が、子どもの移動の自由を制限する目的のみで施設措置が利用されることを防止するよう勧告する。加えて、子どもの権利およびニーズを中心に組織された小規模な居住型ケア施設に焦点を当てながら既存の施設を転換すること、施設におけるケアについての国レベルの基準を発展させること、および、これらの基準の効果的実施を確保するために厳格な審査および監視の手続を確立することにも、注意が払われるべきである。・  
・  
・（中略）・  
・締約国は障害児の脱施設化プログラムを確立し、家族、拡大家族または里親養育システムへの措置替えを図るよう促される。

\* 脱施設化とは（鈴木良：2020）

「障害者権利条約第19条に即して、施設居住者数を削減して、最終的に施設を閉鎖し、地域生活の場において、自律性を保障すること」→2007年から目標が数値化



## 1. 障害児の権利：日本における近年の動向



- 「障害児入所施設の在り方に関する検討会報告書」(2020)

「子どもの権利条約、障害者権利条約の批准、また児童福祉法の改正から子どもが権利行使の主体であり、最善の利益が保障されることが記載されている。

これらを受けて、障害のある子ども達の意見表明については、支援を行う上でより具体的な検討が求められている。

「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」や、**社会的養護分野で導入の検討が進められているアドボケイト制度**を参考に進めていく必要がある。

検討するうえでは、子ども自身が自分の成長を知るための権利を保障するために社会的養護分野で取り組まれている権利ノートなど好事例の収集を行うべきである。」



# 1. 障害児の権利：日本における近年の動向



## ● 障害者差別解消法の改正（2021）

2024年より事業者（NPO法人やボランティア団体を含む）による**合理的配慮の提供が義務化**

### 合理的配慮

- ・障害者から社会的障壁の除去を必要としているとの意思が伝えられた時に、負担が重すぎない範囲で対応すること
- ・障害者の機会を保障するために、物理的環境や時間および場所等を調整したり、人的支援などを行うこと

### 障害児のアドボカシーにおいて想定されること

- ①権利啓発：合理的配慮が提供される権利を障害児に知らせる
- ②意見表明支援：合理的配慮の提供に向けて権限者に対する子どもの意見表明を支援する
- ③合理的配慮の提供：子どもとの話し合いによって、アドボカシー過程における合理的配慮のあり方をアドボケイトが提案し、それを子どもに提供する





配慮 が何もない状態…

## ●社会的障壁とは

障害がある者にとって障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの



公正 さが担保されて全員  
が試合を観られる！

### 物理的バリア

道路や建物、住宅、駅などにおいて物理的に生じるバリア  
例) 段差、狭い通路、滑りやすい床



### 制度のバリア

教育や就労、地域での自立生活を送る中で、制度上の制約により生じるバリア  
例) 学校の入学試験、資格試験



### 文化・情報のバリア

音声情報や文字情報など、必要不可欠な情報が提供されていないことで生じるバリア  
例) 音声のみのアナウンス



### 心のバリア

障がいのある方に対する差別や偏見、障がいに対する無理解により生じるバリア  
例) 偏見や差別、障がいへの無関心



図：愛媛県サイトより引用



## ●「社会的障壁の除去」が社会に求められる障害観



### ○障害の個人モデル（≒医学モデル）

= 障害の原因是、足が動かせないなどの個人の心身機能が原因であるという考え方

↓ 転換



### ○障害の社会モデル

= 障害の原因是、障害のない人を前提に作られた社会の仕組みが原因であるという考え方



## 2. 社会的養護を必要とする障害児の現状



### ●社会的養護の定義

「保護者や子どもの意向を尊重しつつも、子どもの成長発達の保障のためには、確実に保護者の養育支援ないし子どもへの直接的な支援を届けることが必要であると行政機関が判断する場合がある。この場合、サービスの開始と終了に行政機関が関与し、子どもに確実に支援を届けるサービス形態」

「具体的には、在宅指導措置、里親・施設等への措置、一時保護の児童相談所の行政処分はもとより、自立援助ホームや保護者と施設の契約で入所している障害児施設やショートステイも社会的養護に含める。また、母子生活支援施設もそのサービスの開始や終了には行政機関が関与して入所し、生活全般に当たる支援を行っていることから社会的養護に含める。」

（「新しい社会的養育ビジョン」新たな社会的養育の在り方に関する検討会、平成29年8月2日）

### ●障害児の定義（18歳未満）

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。 （障害者基本法第2条）

## 2. 社会的養護を必要とする障害児の現状



- 社会的養護を必要とする子ども、かつ、障害のある子どもの割合

種別	割合 (%)	人数 (人)
児童養護施設	36.7	27026
里親	24.9	5382
ファミリーホーム	46.5	1513

- ・日本における障害者の割合7.4%（2018年）に比べると割合は大きい
- ・障害児等を養育する専門里親は約4%
- ・障害児通所支援が利用できる

- 障害の内訳（重複回答：%）

種別	知的障害	自閉症スペクトラム	ADHD	反応性愛着障害	障害の種類や程度に応じた合理的配慮が必要
児童養護施設	13.6	8.8	8.5	5.7	
里親	8.6	6.7	5.5	2.5	
ファミリーホーム	15.8	13.0	12.0	9.0	



「児童養護施設入所児童等調査 平成30年2月1日現在」(厚生労働省, 令和2年1月20日)



## 2. 社会的養護を必要とする障害児の現状

### ● 障害児施設で暮らす子どもの入所理由 (%)

	虐待	保護者の養育力不足
福祉型	43	36
医療型	48	35

児童養護施設からの措置変更もみられ、障害を理由にして子どもの生きる場が分離

(対象：18歳未満 福祉型5444人／医療型3283人)

### ● 障害児施設で暮らす子どもの利用形態 (人, %)

	人数	契約	措置
福祉型	5444	34	66
医療型	3283	29	71

障害児施設で暮らす子どものすべてが「社会的養護を必要とする子ども」



(「障害児入所施設の機能強化をめざして」障害児入所施設の在り方に関する検討会, 令和2年2月10日)

## 2. 社会的養護を必要とする障害児の現状



### ●施設内虐待の現状（令和元年度）

届出・通告のあった307件のうち被措置児童等虐待の事実が認められた事例は94件

	社会的養護関係施設					里親・ファミリーホーム	障害児入所施設等	児童相談所一時保護所 (一時保護委託含む)	合計
	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設					
件数	2	50	2	4	11	14	14.9	11	94
割合	2.1	53.2	2.1	4.3	11.7			11.7	100.0



令和元年度における被措置児童等虐待への各都道府県市等の対応状況について（厚生労働省）

## 2. 社会的養護を必要とする障害児の現状



- 障害児施設の子どもが苦情を訴えることの制度的バリア
  - ・どこにどのようにして訴えればよいのかを理解することが難しい
  - ・移動、言葉で発信することの制約が大きい
  - ・電話をかけることやハガキを投函することに支援を要する
  - ・自らの不快感が権利侵害であることを理解することが難しい
- 障害児施設の子どもが苦情を訴えることの心理的バリア
  - ・施設の友だちにいじめられても「言うなよ」と言われたら、職員に言ったらまたいじめられるから言いたくない
  - ・他の施設に移動させられる
  - ・「ルールだから」と言われるのがわかっている
  - ・職員の態度が変わって、子どもにあたってくる



施設を訪問して障害児の意見表明を支援するアドボケイトの役割の意義

個別の権利救済を担う主体（例）  
(子ども権利救済機関)



児童福祉審議会に設置された  
子ども権利擁護部会/等



第三者委員、  
運営適正化委員会/等



都道府県等が設置する子どもの権利擁護の  
ための第三者機関(オンブズパーソン)/等



## 2. 社会的養護を必要とする障害児の現状



●施設で暮らす障害児が脅かやかされている権利

○子どもの声：「施設は暇で退屈」

○アドボケイトの記録：「プレイルームには、壁面に埋め込まれたテレビが1台あるだけで、おもちゃも絵本もクレヨンもないことに衝撃を受けた。何もない部屋なので、紙きれ1枚でも、子どもたちはとことん遊ぶ。……オムツやたたみのへりをちぎって食べる子どももいる。おもちゃが何もないこの部屋では、そんなことも遊びなのかもしれない。管理しやすい場が優先されて、子どもの遊ぶ権利が奪われていると思った。安全重視のためには、いたし方がないことなのか。それでも、子どもたちには、何もないところで楽しむ力があることに気づかされた。」（アドボケイトの記録より）



障害者権利条約第19条（特定の生活施設で生活する義務を負わない権利）

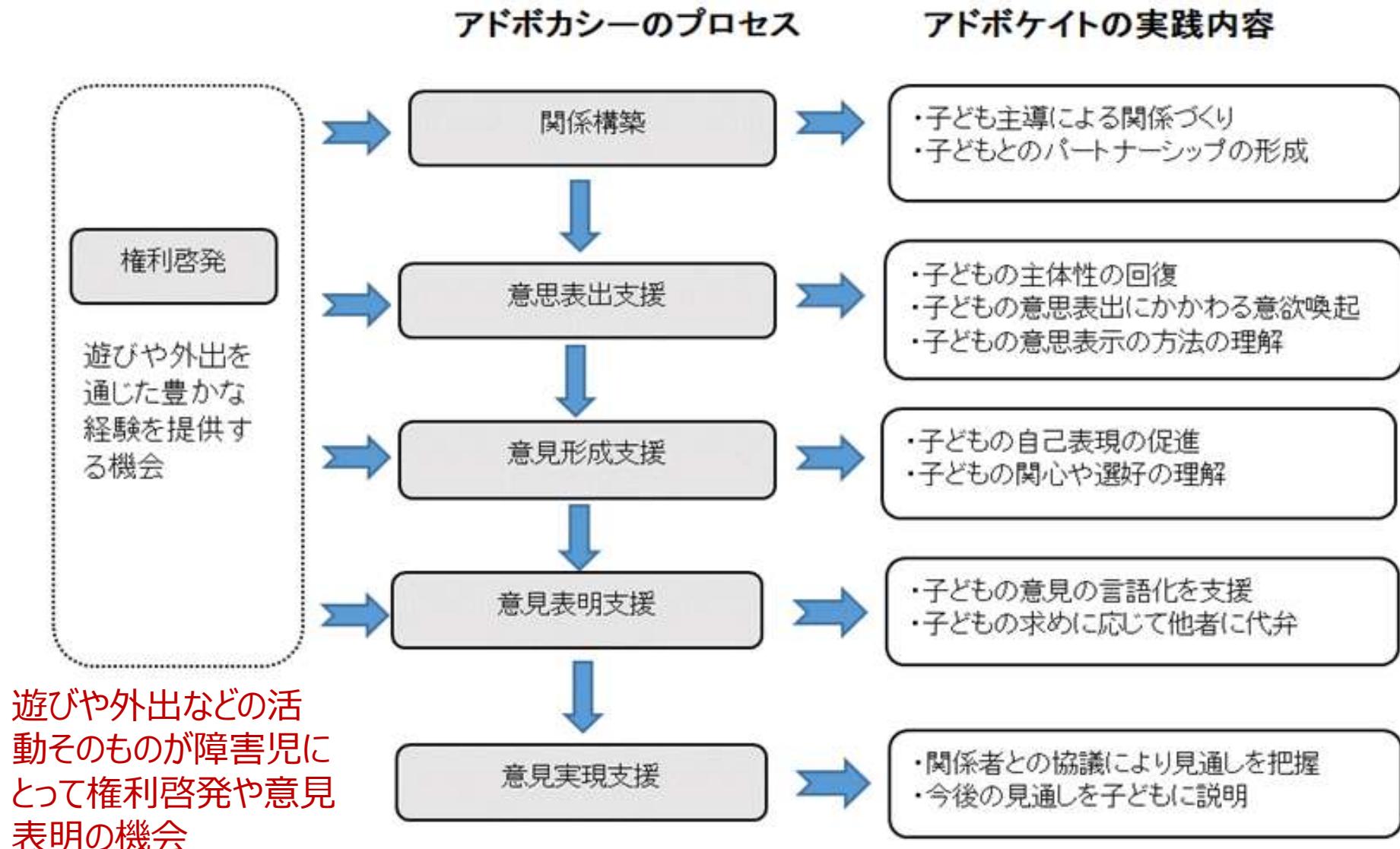
子どもの権利条約第31条（子どもの遊びや文化的活動の機会に参加する権利）



障害児の権利をモニタリングし、子どもの権利啓発、施設の改善につなげるアドボケイトの役割の意義



### 3. 社会的養護を必要とする障害児のアドボカシーの視点 ：障害児施設における訪問アドボカシー実践から



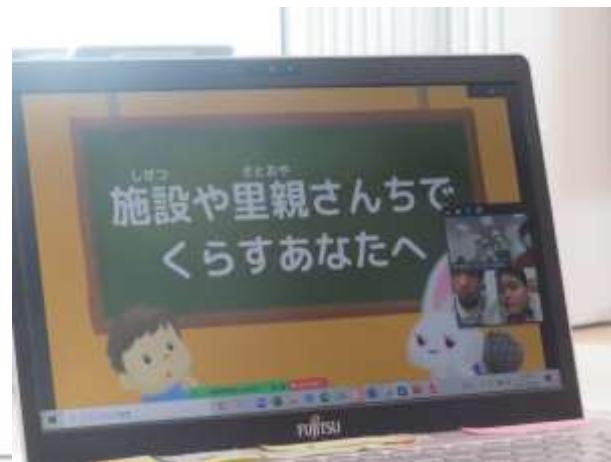
### 3. 社会的養護を必要とする障害児のアドボカシーの視点



#### ●多様なコミュニケーション

障害のある子どもは、自己の意見の表明を容易にするうえで必要ないかなるコミュニケーション形態も用意されるべきであるし、それを使えるようにされるべきである。（子どもの権利委員会：2009）

【実践例】絵カード、お絵かき、動画、劇、紙芝居、パネルシアター、遊び



出典：「アドボカシーってなに？」  
解放出版社

出典：NPO法人子どもアドボカシーセンターOSAKA サイト

### 3. 社会的養護を必要とする障害児のアドボカシーの視点



#### ●遊びや外出を通した関係構築とは？

遊び、身振り、表情およびお絵描きを含む非言語的コミュニケーション形態を認識し、尊重することが必要である。非常に幼い子どもたちも、このような手段を通じて理解、選択および好みを明らかにする。（子どもの権利委員会：2009）

#### 【実践例】

「遊びを通したコミュニケーションの方法は子どもによってさまざまである。自分の気持ちや好きなことを紙に書いて表現することに夢中になる子ども。（中略）いつもは話さないような言葉を発する子ども。（中略）訪問時には、情報の載った折り込みチラシ、音の出るもの、制作できるものを持参し、それらを使った遊びを通して、子どもの興味や暮らしの中の出来事にアプローチするようにした。」（アドボケイトの記録より）

「（施設内で関係性のとれなかった中高生男子が）外出については『行ったっていいで』と言ってくれた。話はできなかったけど（…中略…）（アドボケイトの訪問目的が）伝えられてよかったです。次からは話ができる」（アドボケイトへのインタビューより）



### 3. 社会的養護を必要とする障害児のアドボカシーの視点



#### ● 子ども主導の関係構築とは？

##### 【実践例】

外に出て、暖かで穏やかな時間の流れる公園と一緒に草をひっぱり、「固くて抜けへんなー」と声を出して笑い合う時間を過ごせただけで良かったかなどの思いもよぎる。こうやって少しずつ関係を作っていく、いつか「言いたいこと」が出てきたらそれを聴かせてもらえたと願う。…（中略）…

「あの人へ聴いてもらおう」と思い出してもらえるような関係づくりのための何も聞かない時間。

ついつい聴きたい、聴かなきゃと肩に力が入ることが「聞き出すこと」、「子ども主導に反すること」につながっていかないように振り返る必要性を認識する。



### 3. 社会的養護を必要とする障害児のアドボカシーの視点



#### ●遊びや外出を通した意思表出支援とは？

- ・1対1の応答的な関係を十分にとり結ぶ環境がない
- ・意思表出の仕方が独自であって他者に理解されにくい

↓

意思を表出することそのものへのあきらめ  
誰もわかつてくれないという無力感

↓

遊びによって主体性を回復し、意思表出の意欲を喚起  
表出された表情や行動にどのような意味があるのかを理解



#### 【実践例】

「権利が侵害されていたら何も言えないだろう。言葉のあるなしに問わらず『やってよかった』とか『気持ちいい』という体験を何かの方法で探っていくないと。（何も言えない心理的状況の）そこを解放する何かのようなものがいる」（アドボケイトインタビューより）



### 3. 社会的養護を必要とする障害児のアドボカシーの視点



#### ●遊びや外出を通した意見形成支援・意見表明支援とは？

子どもの意見形成には、情報、経験、環境、社会的・文化的期待ならびに支援水準のいずれもが寄与している。このような理由から、子どもの意見は事案ごとの検討にもとづいて評価されなければならない。（子どもの権利委員会：2009）

遊びや外出の機会が制限され、情報と経験が大きく不足している

#### 【実践例】

「話すことだけがその子の表現ではなくて、  
どこどこに行きたいんや、とか、いつものお出かけはここしか  
行っていないから少し（道を）逸れてみたりとか、  
それが意見表明であるはず」

（事例検討会でのアドボケイトの発言より）



情報や経験の機会を提供しながら、子どもの表情や行動から関心や好みを理解する

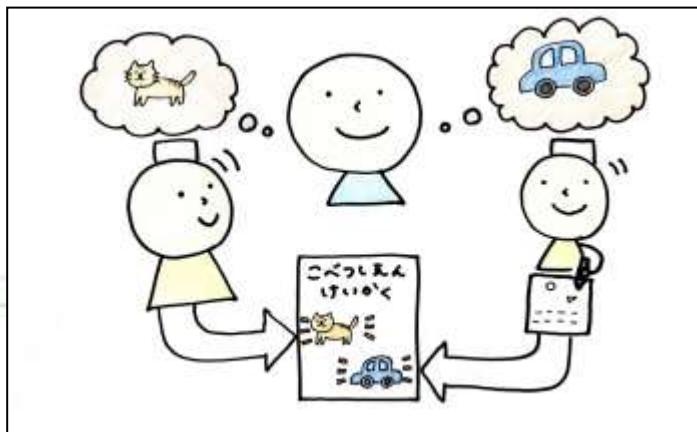
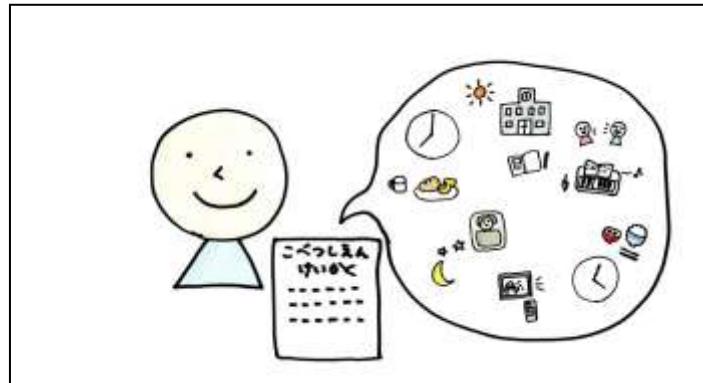
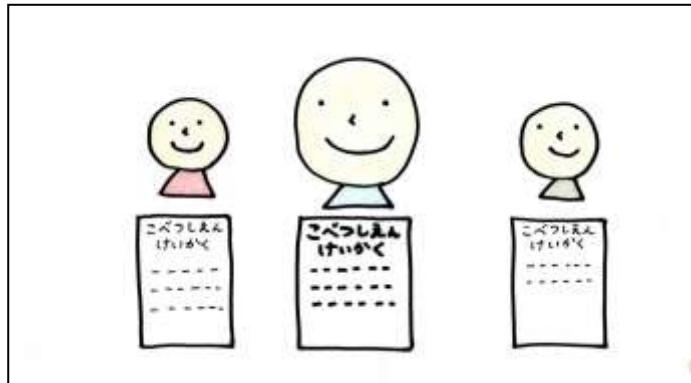


### 3. 社会的養護を必要とする障害児のアドボカシーの視点



#### ●子どもの意見表明を施設職員による支援につなげるには？

子どもの承諾を得て、個別支援計画への反映を目的として子どもの思いを聴き、子どもとともに文書を作成し、システム検討会等の場で職員に文書で代弁



- ・「さんぽにいきたい」っていつも言ってる
- ・△△へ職員さんといっしょにいきたい
- ・外出時間をふやしてほしい
- ・アルバイトをしたい
- ・親のことを知りたい

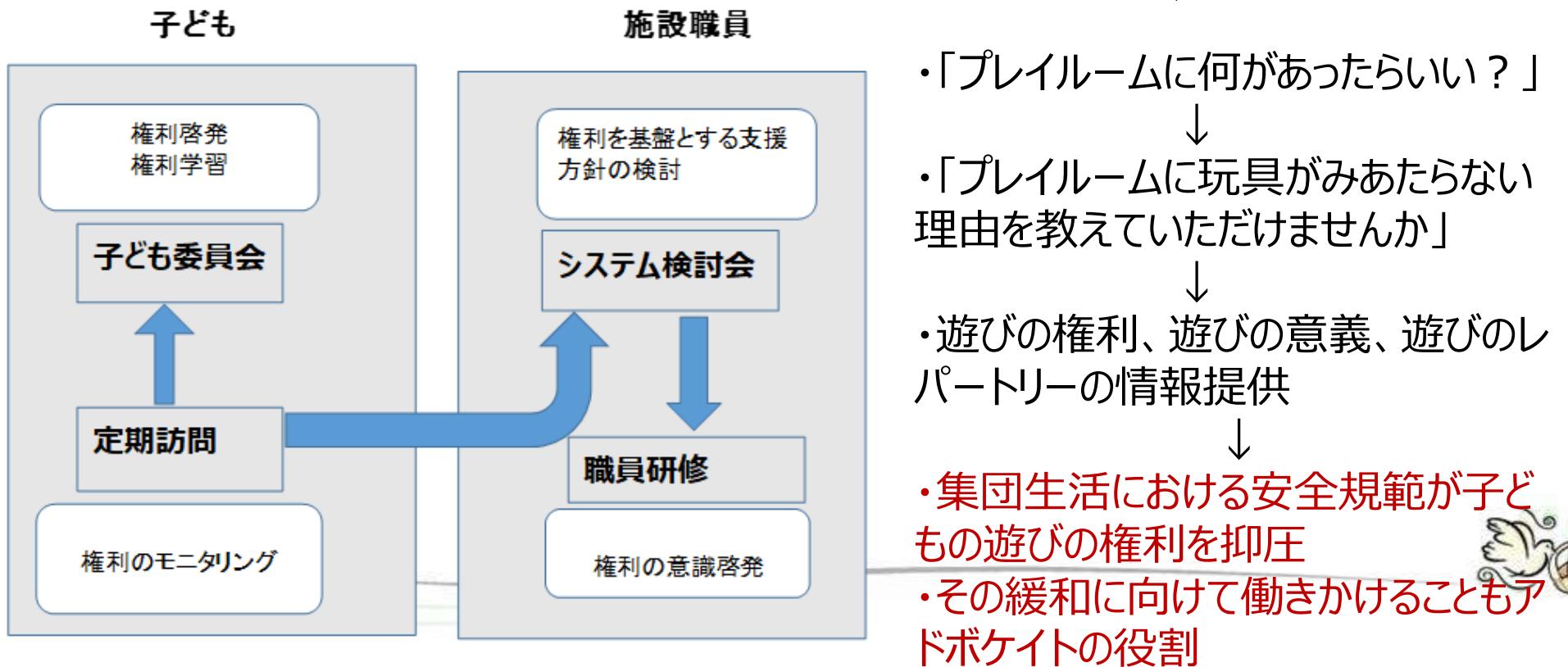


### 3. 社会的養護を必要とする障害児のアドボカシーの視点



#### ● 障害児の権利のモニタリングを施設の改善につなげるには？

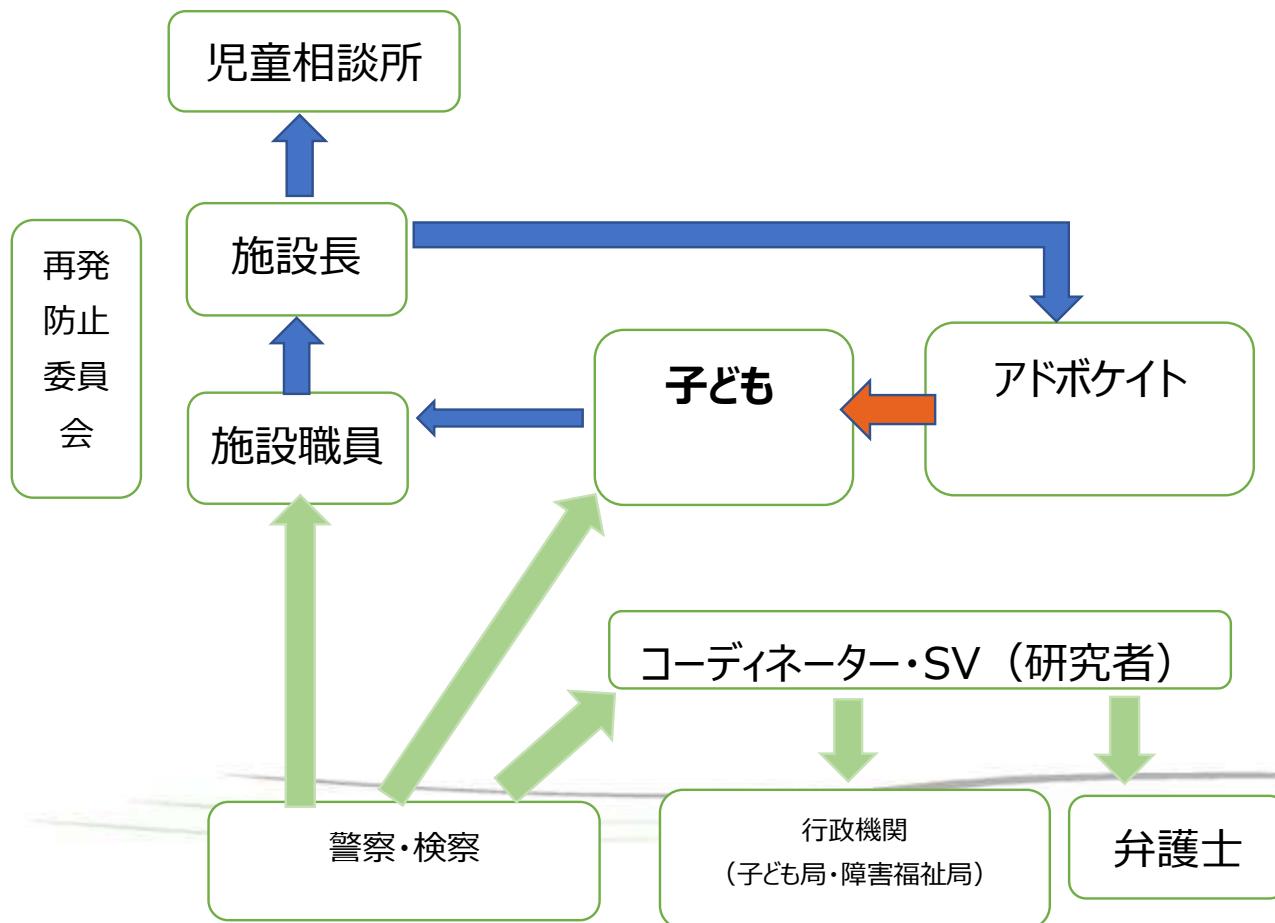
「管理しやすい場が優先されて、子どもの遊ぶ権利が奪われていると思った。」という気づき



### 3. 社会的養護を必要とする障害児のアドボカシーの視点



#### ●施設内虐待（被措置児童等虐待）の事実を職員から知られたときは？



\* 夜間に発生しやすい施設内虐待をアドボケイトが発見することや、その場で訴えを聴くことの限界

\* 「（職員に対して施設内虐待があることを）勇気をもって子どもが言えたのは、『話をしてもいい』と思ったから。アドボケイトさんの訪問の成果ではないでしょうか、大切な訪問ですね」（弁護士による）

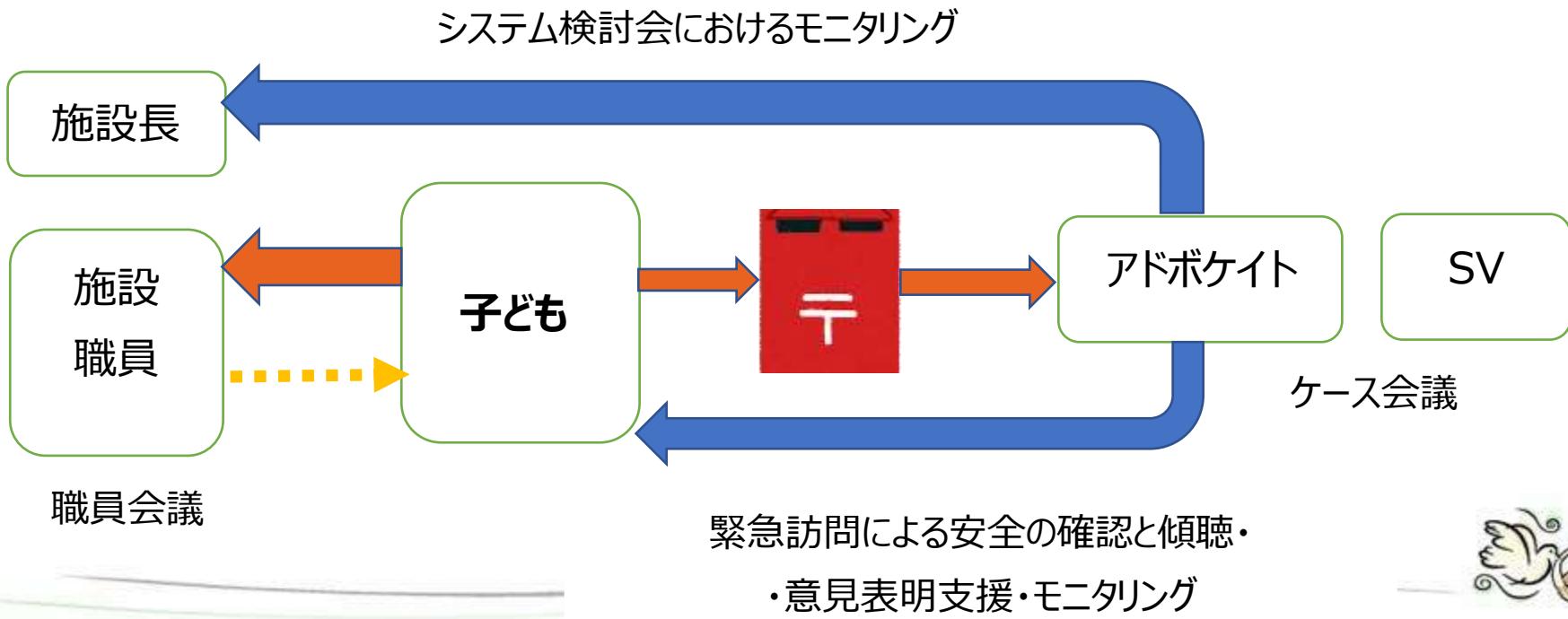


### 3. 社会的養護を必要とする障害児のアドボカシーの視点



#### ●施設で暮らす子ども間の暴力を子どもから知られたときは？

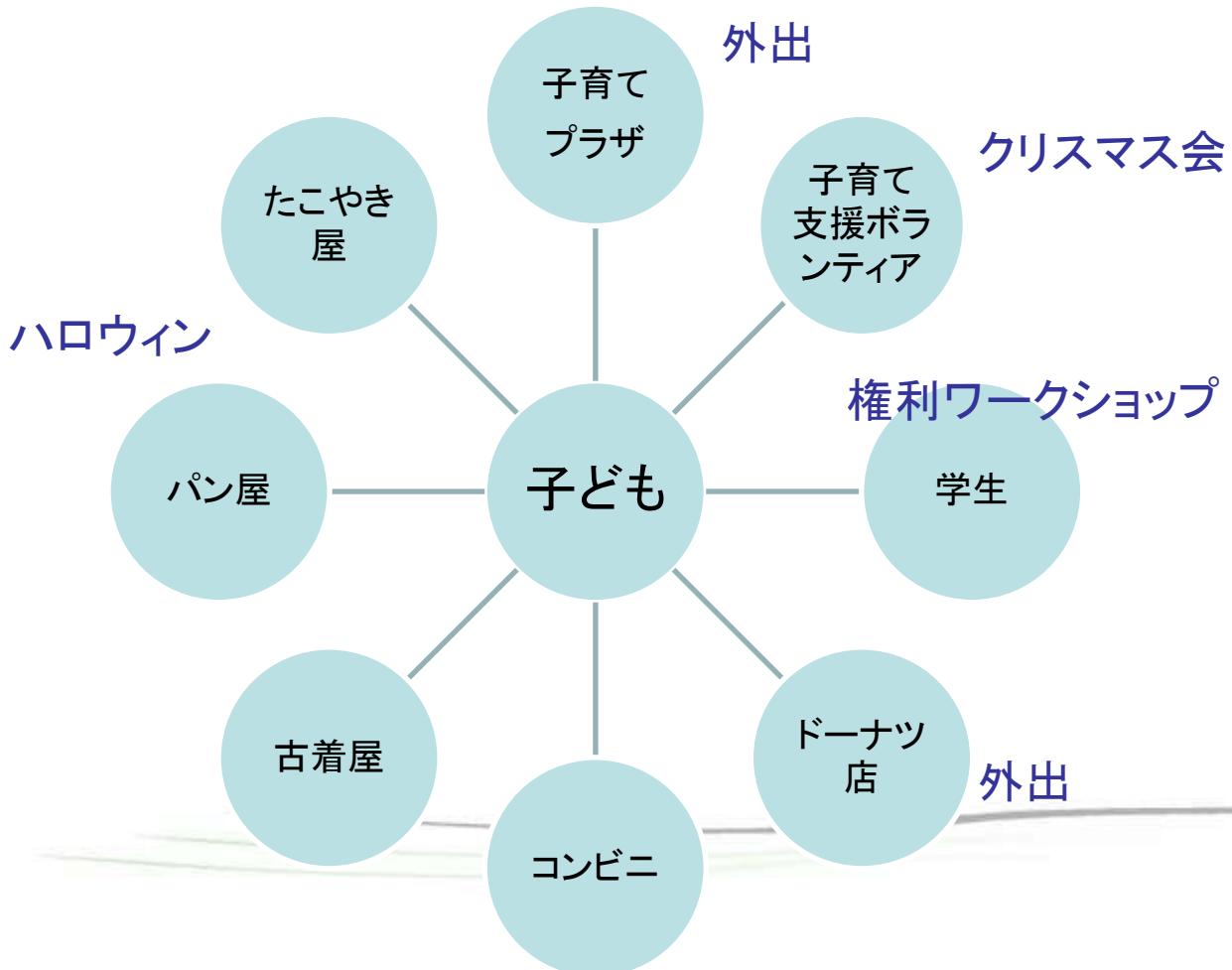
生活を共にする他の児童による暴力行為を施設職員が放置することは被措置児童等虐待の定義に含まれる（児童福祉法 第三十三条の十）



### 3. 社会的養護を必要とする障害児のアドボカシーの視点



#### ● 地域社会に対するアドボカシーとは？



障害児が地域を歩いて、他者と出会うことは、障害児が地域社会の一員であることを、その存在をもつて地域住民に知らしめる機会

=閉鎖的な施設からの解放



### 3. 社会的養護を必要とする障害児のアドボカシーの視点



- 最大限の努力を払っても本人の意思表出が困難な場合には?  
“すべての子どもは自分で考え、意見をまとめ、発信する力をもっている”

#### 意思と選好に基づく最善の解釈の原則（障害者権利委員会）

本人の好き嫌いに関わる情報をすべて勘案し、本人の意思決定を解釈しようとする考え方であり、「最善の利益を優先する原則」にとって代わるものとされている。支援者による解釈なので本人自身の決定ではないが、解釈の根拠となるものはすべて本人から表出された表情や態度等である。

#### 非指示型アドボカシー

子どもからの言葉による明確な指示を受けずに行うアドボカシー。「人間中心アプローチ」で最も重要なことは、遊びや活動を子どもと共にすることを通して、表情や態度から子どもの気持ちや願いを推し量り、それを代弁することである。

→「～が好き」「～ときが心地よさそう」を意見推定の根拠とする。



### 3. 社会的養護を必要とする障害児のアドボカシーの視点



#### ●退所を控えた障害児のアドボカシーに求められる視点は？

△住まい、進学先、就労先、日中活動の場を選択するライフステージの大きな変化

#### 地域移行

障害者支援施設等や精神科病院に入所・入院している障害者が、自ら選んだ住まいに安心して、自分らしい暮らしを実現すること。

入所・入院している障害者に対して、住居の確保や障害福祉サービスの体験利用・体験宿泊のサポートなど地域生活へ移行するための支援を行うことを地域移行支援という。

#### 障害当事者との協働△権利啓発

退所後の暮らしの場（①自立生活、②グループホーム、③施設、④その他）を選択するにあたって、外出できるのか、食事はどうするのか、ヘルパーとどのように関係をつくるのかなど、実際に地域で暮らしている障害者の経験を聞くことや、それらを体験することが障害児にとって学びの機会となる。また、子どもにとって役割モデルと出会う機会となる。



地域で暮らす権利の行使に向けて、権利啓発～意見形成支援



### 3. 社会的養護を必要とする障害児のアドボカシーの視点



- 障害のある人が地域で暮らし続けることとは？（Beth Mount 1988）  
暮らしの場を施設から地域（グループホーム等）に移行するだけでなく…

- ・ 地域社会の一員であること：ちいきしゃかいの ひとり
- ・ 選択とコントロール：じぶんで きめて する
- ・ 豊かな人間関係：いろいろなひとを しっている
- ・ 生活する力：まなぶ たいけんをして ちからをつける
- ・ 社会的役割と尊厳：やくわりがある みとめられる
- ・ 繙続性：じんせいのつながり
- ・ 個別性：じぶんらしさ



暮らしの場や学校が分けられることによって、これらを培う経験が奪われてきた障害児  
これらを取り戻すことも障害児のアドボカシーの目指すところ

## 4. 事例：退所を控えた障害児のアドボカシー



まさとさん（仮名）, 特別支援学校, 知的障害

### ●まさとさん（15歳・16歳・17歳）：権利啓発

自立生活センターに所属する障害当事者がファシリテーターとなって進行する障害者の権利ワークショップを近隣の教育機関を利用して毎年8月に開催。Aさんは毎年参加。

- プログラム例
- ・じこしょうかい
  - ・アドボケイトって？
  - ・「わたしの一日こんなの」
  - ・「わたしの一日を発表しよう」
  - ・お買い物の
  - ・おかしパーティー
  - ・感想

- ・地域で暮らす障害当事者と出会う機会
- ・買い物体験を通して選択する機会
- ・意見を伝えることの心地よさを体験する機会



## 4. 事例



### ●まさとさん（17歳）：外出を通じた関係構築～意見形成支援

「将来はどうしていこうか考えている？」と聞いてみたが「何も考えていない。家族ともそんな話はしない」と答えてくれた。「一人で外出したい？」という質問には興味なさそうに「べつに行きたくないし」という返事だった。…

「お父さん、お母さんはどんな人？」ときいたが、「お父さんもお母さんも優しい」と言うだけで、それ以上は話が広がらない。…

お母さんと一緒に住みたいことや、お母さんが引越しをしたので荷物を片付けてあげたいと、話してくれたので、「そのことをお母さんに伝えたの？」と尋ねたら「言ってない」とそっけなく答えてくれた。

「その気持ちを伝えることはしないの？職員さんには伝えたの？」と尋ねたが、「そのことは誰にも言ってないし、誰にも伝えてほしくない」とはっきり言った。（アドボケイトの記録より）



## 4. 事例



### ●まさとさん（18歳）：意見形成支援～意見表明支援～意見実現支援

6月 「8月にワークショップに行きたい」

→コロナ禍により障害当事者に個別に会って話を聴くことを提案

7月 自立生活センター（相談支援事業所）に所属するピアアドボケイトと打合せ

8月 ピアアドボケイトとの面談①②（施設近郊のファミレス）

9月 施設退所後に一人暮らしを選択した障害当事者の体験談の聴講をまさとさんに提案

地域移行に向けたリーフレットを利用してアドボケイトが退所後の暮らしについて思いを聴く

10月 施設職員対象に「地域移行」をテーマとする研修会の開催

1月 まさとさんによる施設長への意見表明 「同席してほしい」「お母さんと暮らしたい」

2月 まさとさんの希望により障害当事者とZoomによる面談 「会って話を聴きたい」

3月 Aさんが自立生活センターを訪問

グループホームへの地域移行



## 4. 事例



### ●まさとさん（19歳）：地域移行を実現し、地域での暮らしを子どもに伝える

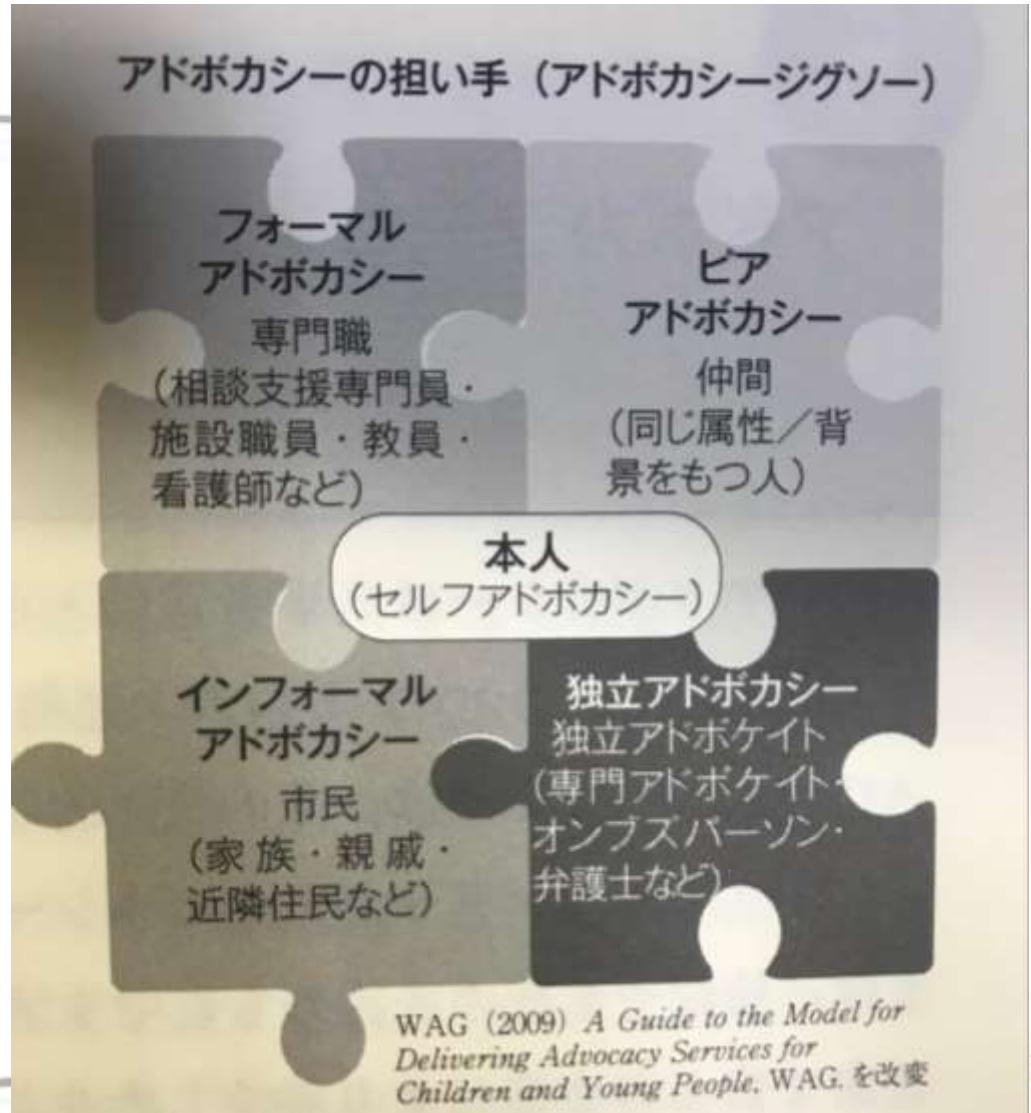
- ・「今度のグループホームは今までのところでいちばんきれい」  
「△△でゲームを買いたい」
- ・権利ワークショップの講師として、施設で暮らす子どもたちにグループホームでの暮らしについて語ってくれた。



## 4. 事例



- 子ども本人のエンパワメント  
△セルフアドボカシーを支える
- ピアアドボカシーとの協働
  - \* アドボケイトのもつ権力性への自覚  
= 健常者, おとな



# 5. 社会的養護を必要とする障害児のアドボカシーの課題



## 1. アドボケイトの権限の担保

「利用者からの意見表明またはアドボケイトによる代弁を受けた場合には、速やかに何らかの誠実な対応を行う」（施設訪問アドボカシー契約書第9条）

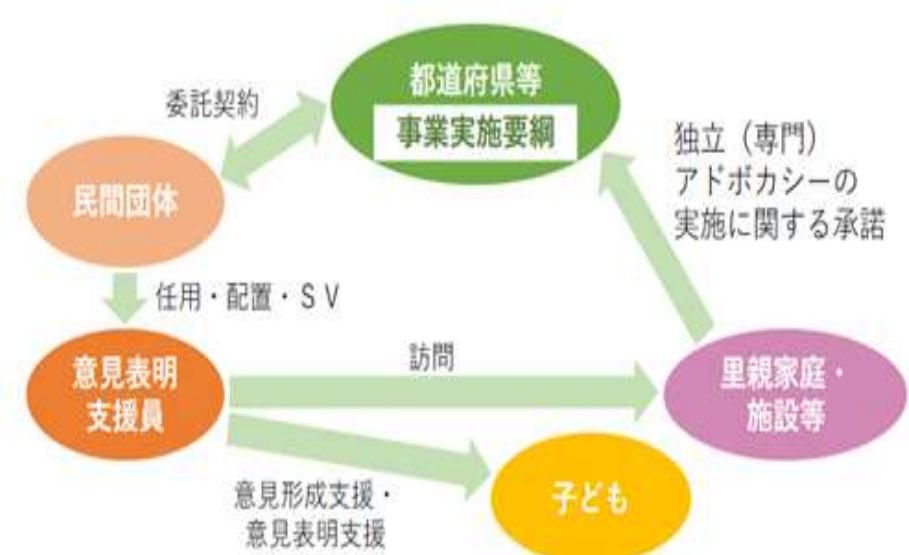
施設職員の自助努力に委ねられている

→ 障害児施設におけるアドボケイトの制度化による社会的承認の付与

## 2. 個別的かつ継続的な関係形成

→アドボケイトの養成・訪問にかかる財源保障

→障害児施設の小規模化



# 5. 障害児施設における訪問アドボカシーの課題



## 3. 子ども本人が会議に参加する機会の保障

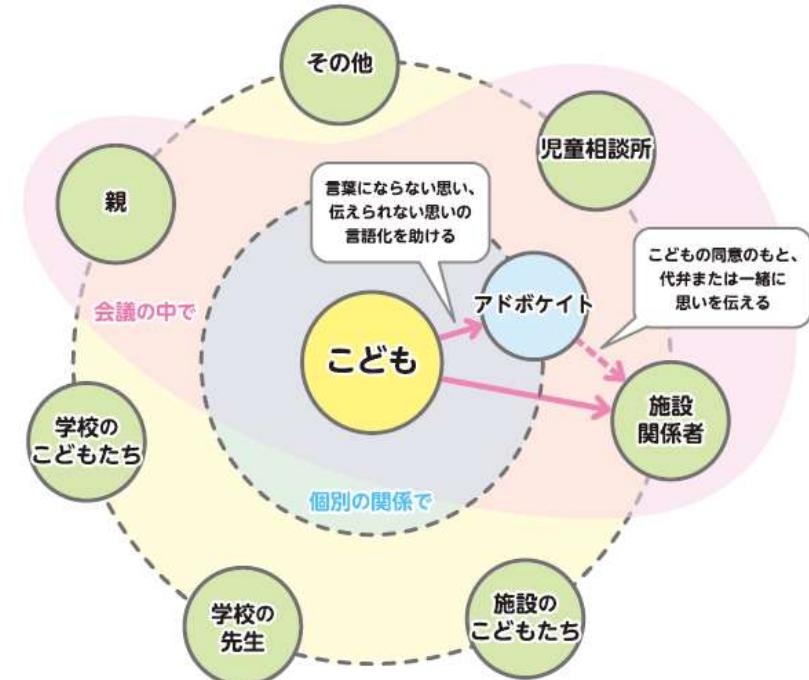
## 4. 地域移行にかかる社会資源・相談体制の整備

→ガイドヘルパー、体験宿泊など

→退所後の地域移行に特化した相談体制

△教育、児童福祉、障害者福祉をまたぐファシリテーターの不在

(例) カナダの障害者施設における地域移行支援における独立型ファシリテーター  
△障害者の意思決定支援に特化した役割



## 5. 障害児施設における訪問アドボカシーの課題



### 5. 障害児施設の脱施設化に向けたシステムアドボカシー

\* 里親等委託率から障害児施設の子どもが除外されている

△里親委託に転換する社会的養護施策から障害児が排除

$$\text{※ 里親等委託率 (\%)} = \frac{\text{里親・ファミリー・ホーム委託児童数}}{\text{乳児院入所児} + \text{児童養護施設入所児} + \text{里親・ファミリー・ホーム委託児}}$$

資料：平成28年度福祉行政報告例

→社会的養護を必要とするすべての障害児の里親養育またはファミリー・ホームへの転換

△社会的養護を必要とする子どものインクルージョン



# さいごに



「障害者本人の意見を聞かず、例えば、家族や専門家が良かれと思ってやってきたことが、結果として障害者を隔離、分離してきた歴史があります。

その反省から、第一の当事者である障害者を中心に据えるべきだというのが、日本も批准している障害者権利条約なのです（…中略…）

**選択肢を実際に示し、その人がどの環境に身を置いたときに一番いい表情をするかを見極めることこそが、本来の意味で『聞く』ということです」**（尾上浩二：2017）



# 参考文献



- ・栄留里美・鳥海直美・堀正嗣・吉池毅志（2021）「施設訪問アドボカシーってなに？施設訪問アドボカシーのはじめかた」解放出版社
- ・栄留里美・鳥海直美・堀正嗣・吉池毅志（2021）「施設訪問アドボカシーの理論と実践 児童養護施設・障害児施設・障害者施設におけるアクションリサーチ」
- ・堀正嗣編著：栄留里美・鳥海直美・久佐賀眞里・農野寛治（2018）「独立子どもアドボカシーサービスの構築に向けて」解放出版社
- ・堀正嗣編著（2011）「イギリスの子どもアドボカシー－その政策と実践－」明石書店
- ・堀正嗣（2020）「子どもアドボケイト養成講座」明石書店
- ・DCI（2016）「子どもの権利条約ハンドブック」自由国民社
- ・子どもアドボカシーセンターOSAKAサイト <https://childadvocacy2020.jimdofree.com/>
- ・三菱UFGリサーチコンサルティング（2020）「アドボケイト制度の構築に関する調査研究報告書」
- ・名川勝・水島俊彦・菊本圭一編著（2019）「福祉専門職のための意思決定支援ガイドブック」中央法規、31。
- ・尾上浩二（2017）「『やまゆり園』再生 – 入所者の意向確認を」神奈川新聞、2017年1月6日
- ・鈴木良（2020）「日本において知的障害者の脱施設化が進まないのはなぜか」障害学研究 16
- ・ベス・マウント、ケイ・ズウェルニク著、橋本義郎監訳（1997）『さあ、はじめよう 知的障害者のためのネットワークづくり－個人将来計画法への招待』出発のなかまの会、明石書店

